金融庁

番号	制度名							
金融庁	金融庁							
金融01	投資法人に係る税制優遇措置の延長							
金融02	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置							
金融03	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置							

# く令和2年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(R1金融01)

(評価実施府省:金融庁)

# 【基本情報】

制度名 (措置名)			法人に係る税制優遇措置の延長 資法人に係る課税の特例)											
	平成29年度時点	投資法人の	投資法人のうち、多数の投資家又は機関投資家が出資していること等の要件を満たすものが、配当可能利益の額の90%超を配当として支払っていること等の要件を満たす場合には、その支払配当等の額の損金算入ができる。											
措置の内容	平成30年度税制改正以後	従前どおり	D .											
	令和元年度税制改正以後	従前どおり	DB CB											
政策目的	<b>政策目的</b> 多様なニーズに合った商品が提供されることによる金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成長の実現のために必要な環境整備を行うこと。													
評価対象税目			義務対象		努力義務対象									
計劃对象抗臣	ı	法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項	<b>[條条項</b>													
要望内容	要望内容 措置の適用期限を令和5年3月31日まで3年間延長する。													
創設年度 H26 過去の政策評価の実績 H26金融05、H27金融03、H28金融02				区分	延長									

# 【総括表】

E 17UVJE	1111																							
		租税特別措置等の適用実態										租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)												
		適用件数 (法人税·件) 件			(法人税·件) 件数 (法人税 (措置全		減収額 法人税・百万	ī円)	週用美悲調宜 における適用額 の上位10社割 (地方法人二税・地方法人特別税・百万 (は 大世際令		(参考) 適用実態調査に おける租税特別措 置ごとの影響額 (地方法人二 税・地方法人大特	目標① 「足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的) して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファン 極的な民間投資の参入を促進する」								を下げる てのインフ				
	将来予測	実績	実績÷将来予測	体)·件) 実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	体)·%) 実績	将来予測	実績		別税 (措置全 体)・百万円) 実績	目標値(銘柄数)	将来予測	実績	租特の直 接的効果	(参考) 上場インフラ ファンド数 (累計)	目標達成度	目標値	将来予測	実績	租特の直 接的効果	(参考) 上場インフラ ファンド数 (累計)	目標達成度
H23	-	-	_	71	-	-	_	39.3%	_	_	-	▲21,997.7	-	-	-	_	-	_	-	-	-	-	-	
H24	-	-	_	76	_	_	_	55.6%	_	-	-	▲26,093.4	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	
H25	_	-	_	90	_	_	_	31.9%	_	-	-	▲33,549.2	_	-	-	_	_	_	-	ı	-	-	_	
H26	不明	0	_	107	不明	▲0	_	42.4%	不明	▲0	_	<b>▲</b> 41,795.9	_	-	不明	不明	_	1	-	-	不明	不明	_	_
H27	不明	0	_	134	不明	▲0	_	38.1%	不明	▲0	_	<b>▲</b> 47,500.8	_	_	不明	不明	_	-	_	-	不明	不明	_	_
H28	不明	不明	_	146	不明	<b>▲</b> 46.0	_	41.2%	不明	不明	-	▲56,568.1	不明	不明	3	3	2	-	不明	不明	不明	不明	2	-
H29	不明	不明	_	165	不明	▲222.0	-	36.0%	不明	不明	-	<b>▲</b> 61,422.8	不明	不明	1	1	4	_	不明	不明	不明	不明	4	_
H30	不明	不明	_	_	不明	<b>▲</b> 656.0	-	-	不明	不明	-	-	不明	不明	2	2	5	_	不明	不明	不明	不明	5	_
R1	不明	_	-	_	<b>▲</b> 1,119.0	_	_	-	不明	_	-	-	不明	不明	_	_	6	-	-	_	_	-	6	_
R2	不明	-	_	_	<b>▲</b> 1,402.0	_	_	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	_	-	-	-	-	-	_	_
R3	不明	_	_	_	<b>▲</b> 1,650.0	_	_	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	_	_	-	_	-	_	-	_	_
R4	不明	_	_	_	▲2,062.0	_	_	_	不明	_	_	ı	不明	5	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_
R5~/ 未定	-	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	ı	_	_	-	_	_	_	_	1	_	-	_	_

# 点検結果表

(行政機関名:金融庁)

制度名	投資法人に係る税制優遇措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区 分	□新設   □拡充   ■延長

# (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)について、達成すべき水準(測定指標)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)を達成すべき時期(目標達成時期)が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
- ③ 所期の達成目標(匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出 資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よ りも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る) 及び測定指標(当該税制優遇措置の投資法人への適用実績)を削除する合理的な理由が 明らかにされていない。

### 【金融庁の補足説明】

① インフラファンド市場は、2016年6月に第1号案件の上場以来、約3年間で6銘柄、時価 総額約750億円(個人投資家計約5万人)の規模に拡大し、足下でも複数の案件が上場に 向けた準備や検討に着手しているところ。今次要望が認められた場合、インフラファン ド市場への参入が促進され、市場の幅に広がりが増していくと思料されるものの現時 点において具体的にどれだけの事業者がインフラファンド市場に参加するかは不明で あるため、達成水準を定量的に示すことは困難である。

なお、今次要望が認められた場合の中期的な目標として、足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえると、本特例措置の適用期間の最終年度の2022年度末時点で12銘柄、時価総額約1,500億円程度の市場規模が見込まれる。

- ② 上記①と同じ。
- ③ 今回目標においても、本特例措置の延長により、足下の上場ニーズ等を通じてのインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入の促進を図るものであるところ、所期の達成目標(匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも伝範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る)を包含するものと思料されるため、削除したもの。また、測定指標(当該税制優遇措置の投資法人への適用実績)については、所与のものであるとの判断から、削除したもの。

#### 【点検結果】

- ①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。
- ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

#### (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

過去の適用数が把握されていない。

#### 【金融庁の補足説明】

適用数は、以下のとおり。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
上場銘柄数	3	4	6	7

(注) 東証調べ(見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの) (※) 年度中に決算期末が到来していない投資法人を含む

#### 【点検結果】

① 当該租税特別措置の適用件数又は適用法人数を、適用数として把握すべきであるが、「上場銘柄数」を適用数として説明しており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が予測されていない。

#### 【金融庁の補足説明】

① 適用数は、以下のとおり。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(見込み)	(見込み)	(見込み)
上場銘柄数	9	10	12

(注) 東証調べ (見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの)

(※) 年度中に決算期末が到来していない投資法人を含む

#### 【点検結果】

① 当該租税特別措置の適用件数又は適用法人数を、適用数として予測すべきであるが、「上場銘柄数」を適用数として説明しており、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額が把握されていない。

#### 【金融庁の補足説明】

① 減収額は、以下のとおり。

(単位:百万円)

				(     == .     > +   4 /
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 (見込み)
法人税額 (総額)	46	222	656	1, 119

- (注) 東証調べ(見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの)
- (※) 見込みの実効税率は30%で計算
- (※) 単位未満切捨て
- (※) 租特透明化法及び地方税法に基づき把握される適用額及び影響額は、「投資法人に係る課税の特例」に 関するものであり、本件税制措置(再エネ設備を投資対象とする投資法人に限り、適用される税制措置) の適用対象と一致しない。

# 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額(法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに把握されていないため、この点を課題とする。

また、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

将来の減収額が予測されていない。

#### 【金融庁の補足説明】

減収額は、以下のとおり。

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	(見込み)	(見込み)	(見込み)
法人税額 (総額)	1, 402	1,650	2, 062

- (注) 東証調べ(見込みは足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえたもの)
- (※) 見込みの実効税率は30%で計算
- (※) 単位未満切捨て

#### 【点檢結果】

① 補足説明(令和元年度については点検項目(4)の補足説明)により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額(法人住民税及び法人事業税)が税目ごとに予測されていないため、この点を課題とする。

また、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない ため、この点を課題とする。

### (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する過去の効果が年度ごとに把握されていない。
- ② 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する過去の効果について、「これまでに6銘柄が上場したほか、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手しており、具体的なニーズが認められる」と説明されているが、算定根拠(出典)が明らかにされていない。
- ③ 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する過去の直接的な効果について、「足下において、これまでに上場した6銘柄に引き続き具体的な準備や検討に着手した案件が複数存在しており」と説明されているが、過去の効果(上場インフラファンド数)から、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。
- ④ 所期の達成目標(匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る)に対する過去の効果について、「これまでに6銘柄が上場したほか、足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手しており、具体的なニーズが認められる」と説明されているが、定量的に把握されていない。

# 【金融庁の補足説明】

- ① インフラファンド市場への参入を促進するという達成目標について、
- · 平成28年度 新規上場3銘柄
- 平成29年度 新規上場1銘柄
- · 平成30年度 新規上場2銘柄
- の効果が得られた。
- ② 「これまでに6銘柄が上場した」事実は、以下の日本取引所グループ/東京証券取引 所のウェブサイトから確認可能。

〈https://www.jpx.co.jp/equities/products/infrastructure/issues/index.html〉「足下において複数の案件が上場に向けた検討・準備に着手」している事実は、東京証券取引所の担当部署が各証券会社や事業者へのヒアリングを通じて確認したもの。

-88- 【R1 金融01】

③ 上場6銘柄に対して行ったヒアリングを通じて、6銘柄全てにおいて、本特例措置が得られない場合には上場インフラファンドを組成しない意向である旨の回答が得られたことから、現時点で6銘柄が上場していること自体が本特例措置の直接的な効果である。

④ 今回目標においても、本特例措置の延長により、足下の上場ニーズ等を通じてのインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入の促進を図るものであるところ、所期の達成目標(匿名組合出資を受けて再エネ投資を行う既存の私募ファンドの出資持分をインフラファンドに移転して上場する際の障壁を下げることにより、従前よりも広範な上場ニーズへの対応を通じてのインフラファンド市場の参入促進を図る)を包含するものと思料されるため、当該所期の達成目標につき所期の測定指標(当該税制優遇措置の投資法人への適用実績)を用いて定量的に示すこととはしていない。

#### 【占給結里

- ①~③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。
- ④ 前回の政策評価時に設定していた達成目標に対する効果を明らかにする観点から、 所期の達成目標に対する過去の効果も定量的に把握する必要があり、分析・説明の内容 が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

### (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する将来の効果について、「足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進することが可能となる」と説明されているが、定量的に予測されていない。

#### 【金融庁の補足説明】

① 上記(1)①のとおり、現時点で達成水準を定量的に示すことは困難であるが、足下の動向やこれまでの市場規模の拡大の推移等を踏まえると、今後3年間で5銘柄程度のインフラファンドの新規上場が見込まれる。

### 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「今後3年間で5銘柄程度のインフラファンドの新規上場が見込まれる」との説明では、達成目標(足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する)に対する将来の効果が年度ごとに予測されていないため、この点を課題とする。

また、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない上、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が予測されておらず、事後的に直接的な効果を検証する方法も明らかにされていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(2)過去の適用数が把握されておらず、(3)将来の適用数が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

# 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

	担扣工	特別措直寺に係る政束の事則評価書					
1	政策評価の対象とした政策 の名称	投資法人に係る税制優遇措置の延長					
2	対象税目 ① 政策評価の	(法人税:義)(国税4)					
	対象税目	(法人住民税:義、法人事業税:義)(地方税8)					
	② 上記以外の	_					
	税目						
3	要望区分等の別	【新設·拡充·延長】  【単独·主管·共管】					
4	内容	《現行制度の概要》					
		再生可能エネルギー発電設備(以下「再エネ設備」)を主たる投資対					
		象資産とする投資法人について、一定の要件の下、従来のペイスルー					
		課税対象資産を主たる投資対象資産とする投資法人と同様の税制優					
		   遇措置が認められている。					
		《要望の内容》					
		投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再エネ設備につい					
		て、令和2年3月末までとなっている取得期限を延長すること。					
		《関係条項》					
		租税特別措置法第 67 条の 15					
5	担当部局	金融庁企画市場局市場課市場機能強化室					
6	評価実施時期及び分析対	評価実施時期:令和元年8月					
	象期間	分析対象期間:平成 28 年度~令和4年度					
7	創設年度及び改正経緯	・平成 26 年度税制改正要望において、本件税制優遇措置の創設を要					
		望。					
		・平成28年度税制改正要望において、再エネ設備を投資法人のペイ					
		スルー課税対象資産とみなす期間の延長(10 年→20 年)を要望。 ・平成 29 年度税制改正要望において、平成 29 年 3 月末までとなって					
		一、た再工不設備の取得期限の令和2年3月末までの延長を要望。					
8	適用又は延長期間	3年の延長を要望する。					
		// 10 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1					
9	必要性 ① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》					
	等がその根拠	多様なニーズに合った商品が提供されることによる金融資本市場の 利便性向上と活性化の一環として、インフラファンド市場の持続的な成					
		長の実現のために必要な環境整備を行う。					
		《政策目的の根拠》					
		日本再興戦略 2016(抜粋)					
		第2 具体的施策					
		Ⅱ 生産性革命を実現する規制・制度改革					
		2-2 活力ある金融・資本市場の実現					
		⑤金融資本市場の利便性向上と活性化					
		投資家がインフラ資産に容易に投資できるよう、インフラファンド					
		市場の持続的な成長のために必要な環境整備を図る。					
		   投資信託及び投資法人に関する法律(昭和 26 年法律第 198 号)					
		(目的)					

		_		
				第一条 この法律は、投資信託又は投資法人を用いて投資者以外の 者が投資者の資金を主として有価証券等に対する投資として集合し て運用し、その成果を投資者に分配する制度を確立し、これらを用 いた資金の運用が適正に行われることを確保するとともに、この制 度に基づいて発行される各種の証券の購入者等の保護を図ること により、投資者による有価証券等に対する投資を容易にし、もつて 国民経済の健全な発展に資することを目的とする。
		2	政策体系に おける政策 目的の位置 付け	Ⅱ-1 利用者利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 Ⅲ-3 市場機能の強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための
				制度·環境整備
		3	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 再エネ設備の取得期限(令和2年3月末まで)により実質的に日切れとなるところ、本件税制優遇措置の延長により、足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入を促進する。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 上記達成目標の実現により、引き続き組成・上場ニーズに対応することを通じたインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場の持続的な成長の実現が図られる。
10	有効性 等	1	適用数	平成 28 年 6 月に第 1 号案件が上場されて以降、これまで 6 銘柄 (時価総額約 700 億円)が上場(1 銘柄は直近決算期到来後に適用見 込)。また、足下において、引き続き具体的なニーズが認められる。
		2	適用額	_
		3	減収額	_
		4	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 平成 28 年度税制改正にて、再エネ設備を投資法人のペイスル一課 税対象資産とみなす期間が延長(10年→20年)されたこと及び平成 29 年度税制改正にて、平成 29 年 3 月末までとなっていた再エネ設備の 取得期限が令和2年 3 月末までに延長されたことを受け、これまでに6 銘柄が上場したほか、足下において複数の案件が上場に向けた検討・ 準備に着手しており、具体的なニーズが認められることから、本件税制 優遇措置の延長が必要。 令和 2 年 3 月末をもって実質的に日切れとなる本件税制優遇措置 の延長により、足下の組成・上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後押しを行い、引き続きインフラファンド市場 への積極的な民間投資の参入を促進することが可能となる。これにより、引き続き組成・上場ニーズに対応することを通じたインフラファンド市場への積極的な民間投資の参入が促進され、以て金融資本市場の利便性向上と活性化の一環として更なるインフラファンド市場 の持続的な成長の実現が図られる。

-90- 【R1 金融01】

				《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 足下において、これまでに上場した6銘柄に引き続き具体的な準備 や検討に着手した案件が複数存在しており、これらの具体的な組成・ 上場ニーズや今後見込まれる潜在的なニーズに対して税制面での後 押しを行い、引き続きインフラファンド市場への積極的な民間投資の参 入が促進される。
		5	税収減を是 認する理由 等	_
11	相当性	1	租税特別措 置等による べき妥当性 等	投資法人のペイスルー課税の特例に関する要望であり、予算その 他の措置によっては実現できないことから、妥当である。
		2	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	_
		3	地方公共団 体が協力す る相当性	_
12	2 有識者の見解		¥	_
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			H28 金融 02(平成 28 年 8 月に実施)

(評価実施府省:金融庁)

# く令和2年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(R1金融02)

【基本情報】

制度名(措置名)			投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置 (特定目的会社に係る課税の特例、投資法人に係る課税の特例、特定目的信託に係る受託法人の課税の特例、特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)												
	平成29年度時点	-													
措置の内容	平成30年度税制改正以後	公募投資信	託等が国内の	投資家に分配	金を支払う際	には、国内で源	泉所得税が課	されるが、内外	二重課税を排	除するため、当	(該配当等に	対して外国で課税される税(タ	<b>外国税)を控除する仕組みが</b>	措置された。	
	令和元年度税制改正以後	適用事業年	適用事業年度の要件の変更												
政策目的		投資信託等	投資信託等を経由して海外資産に投資する場合の内外二重課税調整を図り、投資環境の整備を図ること。												
評価対象税目	3		義務対象			努力義務対象									
計1四以38代元日	=	法人税	法人住民税												
関係条項		措法第67	措法第67条の15												
要望内容			投資信託等を経由して支払う外国税について、住民税からの控除は認められていないことを踏まえ、外国税額加算前の金額を個人住民税・法人住民税の課税標準とする等の所要の措置を要望する。 た、投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合においても、投資家の負担が軽減されるよう、所要の措置を要望する。												
創設年度		H30	過去の政策	評価の実績	H29金融	01、H30金融(	04							区分	拡充

# 【総括表】

					租税	特別措置等の適用	用実態						租税特別措置	置等によって達成	むようとする目標	票とその実現状	(効果)	
				(参考)				(参考)				(参考)	目標					
		適用件数 (法人税·件)		適用実態調査にお ける適用件数(法 人税・件)				適用実態調査にお ける適用額の上位 10社割合(法人	の上位 (法人住民税・百万円)			適用実態調査におけ る租税特別措置ごと の影響額(法人住	「投資信託等	「投資信託等に係る内外二重課税を排除すること」				
				人(允*1十)				税·%)				民税·百万円)	日標値	将来予測	実績	租特の直	目標	
	将来予測 実績 実績		実績÷将来予測	実績	将来予測 実績 実績÷将来予測		実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績				接的効果	達成度		
H23	-	_	ı	_	_	_	_	_	ı	_	_	_	_	_	1	ı	_	
H24	-		I	_	-	-	_	_	ı	-	-	_	-	-	I	ı	_	
H25	-	-	I	_	_	_	_	_	ı	_	_	_	_	-	1	1	_	
H26	-	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	_	
H27	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	-	_	-	-	-	_	
H28	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	-	_	
H29	_	-	-	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	-	_	_	_	
H30	不明	_	-	_	不明	_	-	_	不明	_	-	-	不明	不明	_	_	-	
R1	不明	_	_	_	不明		_	_	不明	_	_	-	不明	不明	=	-	-	
R2	不明	_	_	_	不明		_	_	不明	_	_	-	不明	不明	=	-	-	
R3	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	不明	_	_	_	
R4	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	_	_	_	不明	不明	_	_	_	
R5~/ 未定	_	_	ı	_	_	_	_	_	ı	_	_	_	_	_	ı	ı	_	

# 点検結果表

(行政機関名:金融庁)

制度名	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置							
税目	法人税、法人住民税							
区 分	□新設    ■拡充   □延長							

### (1) 達成目標

- 【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
- ① 達成目標(投資信託等に係る内外二重課税を排除すること)について、達成すべき水準(測定指標)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標(投資信託等に係る内外二重課税を排除すること)を達成すべき時期(目標達成時期)が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。

#### 【金融庁の補足説明】

① 投資信託等に係る内外二重課税の調整方法(所得税法第176条第3項、第4項、租税特別措置法第67条の15第4項等)が一定の場合には認められていなかった状態に鑑み、平成30年度税制改正において二重課税調整が措置された。

本要望は、当該措置に係る所要の措置を求めるもの。従って、本要望の性質上、制度 改正により目標が達成されるため、定量的な目標は設定できない。

② 上記の通り、制度改正により目標が達成されるものであるから、平成30年度税制改正 において措置された二重課税調整措置の施行日(令和2年1月)以降速やかに達成すべき。

#### 【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の適用数が予測されていない。

### 【金融庁の補足説明】

① 外国税の支払がある投資信託等に投資を行う投資家の数及び支払外国税の額等を把握する上で役立つ有効なデータはないため、適用数を定量的に予測することは困難。

#### 【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

将来の減収額が予測されていない。

#### 【金融庁の補足説明】

① 内外二重課税調整に係る所要の措置が行われた結果、実際に徴収される税額があったとしても、それは本来徴収されるべきでなかった税金が現行制度下で徴収されていた(すなわち、二重課税が解消されていなかった)にすぎず、そのことを以って減収と考えるべきではない(本来徴収されるべきでなかった税金の額について、精査中である)。

#### 【点検結果】

「本来徴収されるべきでなかった税金の額」が予測されておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(投資信託等に係る内外二重課税を排除すること)に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

# 【金融庁の補足説明】

① 将来の効果は、達成目標が本措置の施行であるため、本措置が目標達成に十分に寄与することは明らか。

# 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「達成目標が本措置の施行であるため、本措置が目標達成に十分に寄与することは明らか」との説明では、達成目標(投資信託等に係る内外二重課税を排除すること)に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数及び(5)将来の減収額が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

-94- 【R1 金融02】

# 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策 の名称	投資信託等の二重課税調整に係る所要の措置
2	対象税目 ① 政策評価の 対象税目 ② 上記以外の 税目	(国税 14)法人税:義 (地方税 11)法人住民税:義 所得税:外、個人住民税:外
3	要望区分等の別	【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】
4	内容	《現行制度の概要》 投資信託等が海外の資産に投資している場合、そこから得られる配当等に対して外国で課税されるが、この投資信託等が国内の投資家に分配金を支払う際には、国内で源泉所得税が課されるため、内外二重課税が発生する。この二重課税を調整する措置(所得税法第176条3項等)の対象が限定的であったため、平成30年度改正、平成31年度改正にて、その対象を拡げる措置が認められた(令和2年1月施行)。 当該二重課税調整に際し、住民税については控除が認められていないものの、国税については投資家が受け取る分配金に外国税額を加算(グロスアップ)した額を課税標準として控除額を計算する仕組みであることから、住民税の課税標準も外国税額加算後の金額となってしまう。 投資法人の海外子会社が外国子会社合算税制の対象となる場合には二重課税調整が認められておらず、国税の措置によっては同様の状況が発生する。
		《要望の内容》 (地方税のみの要望) 投資信託等を経由して支払う外国税について、住民税からの控除は 認められていないことを踏まえ、外国税額加算前の金額を個人住民 税・法人住民税の課税標準とする等の所要の措置を要望する。 (国税・地方税の要望) 投資法人に外国子会社合算税制が適用される場合においても、投資 家の負担が軽減されるよう、所要の措置を要望する。
		《関係条項》 所得税法第 176 条 3 項 法人税法第 69 条の 2 租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 租税特別措置法第 9 条の 6 の 2 租税特別措置法第 67 条の 15 地方税法第 23 条 1 項 4 号 地方税法第 71 条の 27 等
5	担当部局	金融庁 総合政策局 総合政策課

6	評価実施 象期間	侍期	月及び分析対	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:令和2年~令和4年
7	創設年度及び改正経緯 適用又は延長期間			・平成 30 年 所得税法第 176 条 3 項(信託財産について納付した所得税額の控 除)改正 ・平成 30 年 法人税法第 69 条の2(分配時調整外国税相当額の控除)創設 ・平成 30 年 租税特別措置法第9条の3の2(上場株式等の配当等に係わる源泉 徴収義務等の特例)改正
8	適用又は	延長	期間	恒久措置
9	必要性 等	1	政策目的及 びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 投資信託等を経由して海外資産に投資する場合の内外二重課税調整を図り、投資環境の整備を図ること。 《政策目的の根拠》 本措置により、内外二重課税の更なる解消が見込まれ、海外投資の環境整備が図られる。
		お( 目	政策体系に おける政策 目的の位置 付け	Ⅲ—3.市場の機能強化、インフラの整備、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備
		3	達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 投資信託等に係る内外二重課税を排除すること。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置による国際的二重課税を排除することにより、国内外の投資 に係る税の中立性を維持することに寄与する。
10	有効性等	1	適用数	外国税の支払がある投資家に適用が見込まれる。
		2	適用額	_
		3	減収額	_

		4	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本措置による内外二重課税の排除により海外投資に係る税の中立性を維持することが可能となる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置による内外二重課税を調整するための措置を講ずることで、 海外投資の環境整備が図られる。
		(5)	税収減を是 認する理由 等	_
11	相当性	1	租税特別措置等による べき妥当性 等	国税の内外二重課税の調整(外国税額控除)の見直しに対応する、 地方税法上の手当てを行うものであり、妥当である。
		2	他の支援措 置や義務付 け等との役 割分担	_
		3	地方公共団 体が協力す る相当性	_
12	有識者の	見解	¥	_
13	前回の事前評価又は事後 評価の実施時期			H30 金融 04(平成 30 年8月に実施)

# <令和2年度税制改正要望関係>租税特別措置等に係る政策評価の点検シート(R1金融03)

(評価実施府省:金融庁)

# 【基本情報】

制度名 (措置名)			株式取得機構に係る資本書 課税標準の特例(銀行等化		構に係る資本書	割の特例措置)	)							
	平成29年度時点	銀行等保有	株式取得機構について、資	<b>は割の課税標準</b>	である資本金等	等の額を、10億	円とする。							
措置の内容	平成30年度税制改正以後	従前どおり												
	令和元年度税制改正以後		<b>羊前どおり</b>											
政策目的		機構の財務	機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。											
評価対象税目			義務対象				努力義務対象							
計圖別家依由	計画对象依白													
関係条項		地方税法附	地方税法附則第9条											
要望内容		措置の適用	措置の適用期限を機構の存続期限まで延長する。											
創設年度	創設年度		過去の政策評価の実績	H25金融04、H28金融03								区分	延長	

# 【総括表】

<b>₹</b> /19/0/3 □						租税特別扩	措置等の適用実態						租税特別措置	置等によって達成	しようとする目標	租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)						
		適用件数 (法人事業税・1		(参考) 適用実態調査に おける適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税·百万円)			(参考) 適用実態調査に おける適用額の上 位10社割合(法	()	減収額 法人事業税・百2	5円)	適用実態調査におけ	保及び国民総	目標 「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確 保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での 安定的な業務運営基盤を確保する」								
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測			人税·%) 実績				税・百万円) 目標値 実績		将来予測	実績	租特の直 接的効果	目標達成度					
H23	-	1	_	_	_	-	_	_	-	<b>▲</b> 57.7	-	_	_	_	不明	不明	-					
H24	_	1	_	_	_	-	_	-	_	<b>▲</b> 57.7	_	_	_	_	不明	不明	-					
H25	1	1	100.0%	_	_	_	=	_	<b>▲</b> 57.0	<b>▲</b> 57.7	101.2%	_	不明	不明	不明	不明	-					
H26	1	1	100.0%	_	_	-	_	_	<b>▲</b> 57.0	<b>▲</b> 57.7	101.2%	_	不明	不明	不明	不明	-					
H27	1	1	100.0%	_	_	-	_	_	<b>▲</b> 57.0	▲86.6	151.9%	_	不明	不明	不明	不明	-					
H28	1	1	100.0%	_	_	-	_	_	<b>▲</b> 144.3	<b>▲</b> 144.3	100.0%	_	不明	不明	不明	不明	-					
H29	1	1	100.0%	_	_	-	_	_	<b>▲</b> 144.3	<b>▲</b> 144.3	100.0%	_	不明	不明	不明	不明	-					
H30	1	1	100.0%	_	_	-	_	_	<b>▲</b> 144.3	<b>▲</b> 144.3	100.0%	_	不明	不明	不明	不明	-					
R1	1	_	_	_	_	_	_	_	<b>▲</b> 144.3	_	_	_	不明	不明	_	-	_					
R2	1	_	_	_	_	-	_	_	<b>▲</b> 144.3	_	_	_	不明	不明	_	_	_					
R3	1	_	_	_	_	-	_	_	<b>▲</b> 144.3	_	_	_	不明	不明	_	-	-					
R4	1	_	_	_	_	-	_	_	<b>▲</b> 144.3	_	_	_	不明	不明	_	-	-					
R5~/ 未定	_	_	_	_	_	-		_	_		_	_	_	_	_	-	_					

# 点検結果表

(行政機関名:金融庁)

•	制度名	銀行等保有株式	式取得機構に係	る資本割の特例措置	
	税目	法人事業税			
	区 分	□新設	□拡充	■延長	

### (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 達成目標(機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること)について、達成 すべき水準(測定指標)が定量的に示されていない。
- ② 達成目標 (機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること) を達成すべき時期 (目標達成時期) が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。

### 【金融庁の補足説明】

- ① 達成目標は、「銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること」であり、その性格上、計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。
- ② 本特例措置は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式 等の処分の円滑を図り、機構の解散時における債務超過(国民負担)を回避するために 必要な措置である。

### 【点検結果】

①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【金融庁の補足説明】 -【点検結果】 なし。

#### (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】なし。 【金融庁の補足説明】 -【点検結果】 なし。

#### (4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額(法人事業税)について、その算定の基礎となる「資本金等の額(284.8 億円)」に関し、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。 ② 過去の減収額(平成23年度から29年度までの法人事業税)について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。

#### 【金融庁の補足説明】

① 資本金等の額=一般勘定の当初拠出金(107億円)+特別勘定の売却時拠出金(177.8 億円)=284.8億円。

(出典:銀行等保有株式取得機構「平成30事業年度決算に関する報告」)

② 評価書に記載の通り、資本金等の額(284.8億円)は平成16年度から平成30年度まで 同額であり、適用総額(274.8億円)についても同額であり増減はない。

#### 【点檢結果】

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額(法人事業税)について、その算定の基礎となる「資本金等の額(284.8 億円)」に関し、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。

#### 【金融庁の補足説明】

① 資本金等の額=一般勘定の当初拠出金(107億円)+特別勘定の売却時拠出金(177.8 億円)=284.8億円。

(出典:銀行等保有株式取得機構「平成30事業年度決算に関する報告」)

#### 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

### (6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること)に対する過去の 効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、 27年度86百万円、28年度から令和元年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機 構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」と説明されているが、定 量的に把握されていない。

### 【金融庁の補足説明】

① 本特例措置による税負担の軽減は、当期利益の増加(又は当期利益の減少)を通じ、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与している。また、これまで機構は銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を発揮していることから、達成目標は実現されていると評価できる。

なお、達成目標の性格上、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額 以外の計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。

#### 【点檢結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

#### (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標(機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保すること)に対する将来の 効果について、「本特例措置により、平成16年度から平成26年度の各年度で57百万円、 27年度86百万円、28年度から令和元年度の各年度で144百万円の税負担が軽減され、機 構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており」と説明されているが、定 量的に予測されていない。 -98- 【R1 金融03】

### 【金融庁の補足説明】

① 本特例措置による税負担の軽減は、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分を補完するセーフティネットとしての機能を発揮している。また、本特例措置は、将来の機構の解散時における国民負担を回避することにも繋がることから、達成目標の実現が見込まれる。

なお、達成目標に対する本特例措置の貢献は、機構の財務面の状況(具体的には将来の株価の変動)により異なってくることから、達成目標に対する効果について、本特例措置による減収額以外の計数的な指標をもって定量的に示すことは困難である。

# 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目 (1)、(6) 及び(7) に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

# 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1 政策評価の対象とした 政策の名称  ② 対象税目 ② 販策評価 の対象税 ② 上記以外 の税目 ② (地方税 12)(法人事業税:義) ② 上記以外 の税目 ② (現行制度の概要) 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の銀を10億円とする課税標準の特別措置が講ぜられている。 (要望の内容) 当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。 (関係条項) ・地方稅法附 17条の12第1項第1号ロ・地方稅法附 19第9条第3項  5 担当部局 ② 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 評価実施時期及び分析対象期間 : 平成16年度 平成18年度 平成18年度 3年間の延長平成29年度 3年間の延長を対象限に資すること。 (政策目的の根拠)銀行等の株式等の保力を附近を確保よび国民経済の健全な発展に資することを自めとする。 1 - 2 企業を開いまがまずの場合の対策を関いる計算を確保するが、 3 当の場所を関いる計算を確保するが、 3 当の場所を関いる計算を確保するによびも対策などに対するよとも対策を対する提供をが、 3 当の場所を関いる計算を対象を対するとは、銀行等による対策なが、 3 当の場所を関いる対策を対するとは、銀行等による対策な対策を対するとはで、銀行等による対策な対策を対するとはで、銀行等による対策な対策を対するとは、銀行等の株式等の分別が表するとは、銀行等による対策を対するとは、銀行等による対策を対するとは、銀行等による対策を対するとは、銀行等の様式等の外で、 3 計算を対するとは、銀行等の株式等のの場所を関いる対策を対するとは、銀行等による対策を対するとは、銀行等による対策を対するとは、銀行等によりで、3 対策を対するとは、銀行等をからのの場所を対するとは、銀行等とはが対策を対するとは、銀行等のの表示のは、3 対策を対するとは、銀行等の様式を対するとは、銀行等の様式等をからの対策を対するとは、銀行等の様式等の対策を対するとは、銀行等の様式等の対策を対するとは、3 対策を対するとは、3 対	_					7五	祝行別拍直寺に依る政界の争削計画音
2 対象税目 の対象税目の対象税目の対象税目の対象税目の対象税目の対象税目の税差の税目の税差の税目の税差の税目の税差の税目の税差の税目の税差の税益の税差の税益の税益の税益の税益の税益の税益の税益の税益の税益の税益の税益の税益の税益の		1			対象	象とした	銀行等保有株式取得機構に係る資本割の特例措置
2 上記以外 の税目   (新設・拡充・延長]			政策の:	名称			
2 上記以外 の税目   (新設・拡充・延長]							
日   日   2   上記以外   一   一   一   一   一   一   一   一   一		2	対象税	目	- 1		(地方税 12)(法人事業税:義)
2 上記以外 の税目							
の税目					2)		_
日本学   (現行制度の概要) 銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。 (要型の内容) 当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。 (関係条項) ・地方税法附則第9条第3項   金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室   評価実施時期及び分析   評価実施時期: 令和元年8月   分析対象期間: 平成16年度   平成26年度   3年間の延長平成29年度   3年間の延長平成29年度   3年間の延長平成29年度   3年間の延長とする   (租税特別措置等により実現しようとする政策目的)   機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の健全な発展に資することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 (政策目的の根拠) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する財法を持つる関係を解消することに含め、当分の間、銀行等による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。					- 1		
銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和2年3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。 (要望の内容》 当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。 (関係条項) ・地方税法附別第9条第3項  金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 評価実施時期及び分析対象期間:平成16年度 の報度 平成26年度 創設平成21年度 5年間の延長平成29年度 3年間の延長平成29年度 3年間の延長平成29年度 3年間の延長平成29年度 3年間の延長経済の健全3年間の延長経済の健全な発展に資することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 (政策目的の根拠)銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(目的)第1条 この法律は、銀行等の素務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するととにに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することにより、会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することにする場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系 [における 政策目的 図		3	要望区:	分等(	<b>の</b> 5	引	【新設·拡充·延長】 【単独·主管·共管】
3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。 (要望の内容) 当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。 (関係条項) ・地方税法附別第9条第3項		4	内容				《現行制度の概要》
額を10億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。 (要望の内容) 当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。 (関係条項) ・地方税法第72条の12第1項第1号ロ ・地方税法附則第9条第3項							銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)については、令和2年
(要望の内容) 当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。 (関係条項) ・地方税法第 72 条の 12 第1 項第1 号ロ ・地方税法解則第9条第3項  金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室  評価実施時期及び分析 対象期間 : 平成 16 年度 ~令和4年度							3月31日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、資本金等の
当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。 《関係条項》 ・地方税法第72条の12第1項第1号ロ ・地方税法附則第9条第3項  金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室  評価実施時期及び分析 対象期間							額を 10 億円とする課税標準の特例措置が講ぜられている。
(関係条項) ・地方税法第72条の12第1項第1号ロ ・地方税法附則第9条第3項 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室  評価実施時期及び分析 対象期間  ア成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長とする  と変 3年間の延長とする 根拠  の変したするの大きによる共産に資すること。  (政策目的の根拠) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系 [こおける 政策目的]  「こおける 政策目的							《要望の内容》
・地方税法第72条の12第1項第1号口 ・地方税法附則第9条第3項 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 評価実施時期及び分析 対象期間 対象期間 ア成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 を 3年間の延長とする を 3年間の延長 を 3年間の延長 を 3年間の延長 を 3年間の延長 を 3年間の延長 を 3年間の延長 を 3年間の延長とする を 3年間の延長 を 3年間の延長とする							当該措置の機構の存続期限までの延長を要望する。
・地方税法附則第9条第3項							
5 担当部局 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室  評価実施時期及び分析 対象期間 : 平成 16 年度   分析対象期間 : 平成 16 年度   部設年度及び改正経緯 平成 21 年度 5年間の延長 平成 29 年度 3年間の延長 平成 29 年度 3年間の延長 平成 29 年度 3年間の延長 中成 29 年度 3年間の延長 とする  必要   他特別措置等により実現しようとする政策目的》 機構の存続期限までの延長とする  機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の健全な発展に資すること。  《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系 [こおける 政策目的							
6 評価実施時期及び分析 対象期間	L						
対象期間 分析対象期間:平成16年度~令和4年度  平成16年度 創設 平成21年度 5年間の延長 平成29年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長 とする  の変 1 政策目的 及びその 根拠 (組税特別措置等により実現しようとする政策目的) 機構の存続期限までの延長とする  (組税特別措置等により実現しようとする政策目的) 機構の存続期限までの延長とする  (地球の神代することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。  (本)		5	担当部	局			金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
7 創設年度及び改正経緯     平成 16 年度 創設     平成 21 年度 5年間の延長     平成 29 年度 3年間の延長     松要	Ī	6 評価実施時期及び分析					評価実施時期 : 令和元年8月
平成 21 年度 5年間の延長 平成 26 年度 3年間の延長 平成 29 年度 3年間の延長 平成 29 年度 3年間の延長 平成 29 年度 3年間の延長 とする 機構の存続期限までの延長とする (租税特別措置等により実現しようとする政策目的) 機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。 (政策目的の根拠) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制度するとともに、銀行等による対象株式等のの分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系における 政策目的  「1 - 2  「2 はないないる。 「2 はないる。」 「2 はないる。」 「3 における はないる。」 「4 による対象株式の健全な発展に資することを目的とする。 「5 はないる。」 「6 年間の延長 1 年間の 1 年間			対象期	間			分析対象期間 : 平成 16 年度~令和4年度
平成 26 年度 3年間の延長 平成 29 年度 3年間の延長 平成 29 年度 3年間の延長 機構の存続期限までの延長とする  (租税特別措置等により実現しようとする政策目的) 機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。  (政策目的の根拠) 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あつて国民経済の健全な発展に資することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  2 政策体系 における 政策目的  「1 - 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備		7	創設年	度及	ぴ゙゙	改正経緯	
平成 29 年度 3年間の延長    適用又は延長期間   機構の存続期限までの延長とする   機構の存続期限までの延長とする   機構の存続期限までの延長とする   機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。    《政策目的の根拠》   銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。   1-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備							1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
適用又は延長期間   機構の存続期限までの延長とする   一2   政策目的 及びその 根拠   (租税特別措置等により実現しようとする政策目的)   機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。   ((本) ((本) ((本) ((本) ((本) ((**) (**) (**							
図 必要		0	適田▽	十折.	<b>馬</b> 1	胡問	
性等 及びその 根拠 機構の財務面での安定的な業務運営基盤を確保し、銀行等による株式 等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民 経済の健全な発展に資すること。 《政策目的の根拠》銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系 における 政策体系 における 政策目的	L	_		- XE			
根拠 等の処分を円滑化することにより、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に資すること。  《政策目的の根拠》 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保存を関リ、あわせて銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  1 2 政策体系における 政策は  「こおける 政策は  「1 - 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備		9		1			
経済の健全な発展に資すること。  《政策目的の根拠》銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわまりと銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  [2] 政策体系における 政策は系			任寺				
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢 の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するた め、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等 による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の 会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資 する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を 図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系 における 政策目的  『② 政策体系 における 政策目的					112	X 1/C	
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢 の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するた め、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等 による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の 会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資 する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を 図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系 における 政策目的  『② 政策体系 における 政策目的							
(目的) 第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系における は							
第1条 この法律は、銀行等の業務の公共性及び銀行等をめぐる諸情勢の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  I -2  健全な金融システムの確保のための制度・環境整備  職策目的							
の著しい変化にかんがみ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系 I -2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備政策目的							
め、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  I -2  健全な金融システムの確保のための制度・環境整備  政策目的							
会社とが相互にその発行する株式を保有する関係を解消することに資する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系 I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 政策目的							め、当分の間、銀行等による株式等の保有を制限するとともに、銀行等
する場合における当該会社による当該銀行等の株式の処分の円滑を 図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。  ② 政策体系 I -2 (における 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 政策目的							による対象株式等の処分の円滑を図り、あわせて銀行と銀行等以外の
② 政策体系 における における 政策目的       I-2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備							
② 政策体系 I-2         における 政策目的         は全な金融システムの確保のための制度・環境整備 政策目的							
における 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 政策目的				②	ΤĀ	)	
政策目的				€			
の位置付					1		Commence of the commence of th
					σ.	D位置付	

			17	
		3	達成目標 及びその 実現によ る寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 銀行等による株式等の処分を円滑化し、金融システムの安定性確保及 び国民経済の健全な発展に資するために、機構の財務面での安定的な 業務運営基盤を確保すること。
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講ずることにより、機構の財務面での安定的な業務運営 基盤が確保され、機構は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完 するセーフティネットとしての機能を発揮することができる。
10	有効 性等	1	適用数	本特例措置の創設以降、適用対象は機構のみであり、今後においても機構のみが適用対象となる。
		2	適用額	適用総額は、各年度 274.8 億円(資本金等の額(284.8 億円) - 特例 適用後課税標準(10 億円))である。
		3	減収額	○減収額 平成 16 年度から平成 26 年度まで各年度 57 百万円 平成 27 年度 86 百万円 平成 28 年度から令和元年度まで各年度 144 百万円 ○減収見込み額 令和2年度以降、144 百万円  ≪算定根拠≫ 本特例措置の適用総額×法人事業税(資本割)税率 = 27,478,679 千円 × 0.21% = 57,705 千円(~平成 26 年度) = 27,478,679 千円 × 0.315% = 86,557 千円(平成 27 年度) = 27,478,679 千円 × 0.525% = 144,263 千円(平成 28 年度以降)
		•	効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 本特例措置により、平成 16 年度から平成 26 年度の各年度で 57 百万 円、27 年度 86 百万円、28 年度から令和元年度の各年度で 144 百万円 の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な業務運営基盤の確保 に寄与しており、機構は銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完す るセーフティネットとしての機能を発揮している。 その結果、銀行等による株式等の処分は円滑に行われてきており、金融システムの安定性確保及び国民経済の健全な発展に寄与している。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置が延長されなかった場合、解散時の債務超過(国民負担) を回避するべく、機構が株式等の買取りを抑制することが考えられ、その 結果、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセーフティネット としての機能発揮に支障をきたすおそれがある。

-100- 【R1 金融03】

		(5)	税収減を	本特例措置を講ずることにより、令和2年度以降の各年度において法
			是認する	人事業税 144 百万円の税負担が軽減され、機構の財務面での安定的な
			理由等	業務運営基盤を確保することに繋がる。
				その結果、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完する
				セーフティネットとしての機能を発揮し、金融システムの安定性の確保及び
				国民経済の健全な発展に寄与していることから、税収減を是認する効果があるといえる。
				7 5 5 C 7 7 C 5 0
11	相当	1	租税特別	機構の業務は、銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完するセ
	性		措置等に よるべき	一フティネットとして高い公共性を有し、信用秩序の維持に不可欠なもので ある。
			妥当性等	当該業務は機構のみが担っており、本特例措置は、機構の役割の重要
				性に鑑み、機構のみを適用対象として創設されたものであり、また、機構
				の解散時の債務超過(国民負担)を回避するため、機構の財務面での安
				定的な業務運営基盤を確保するには、引き続き、租税特別措置によること
				が妥当である。
		2	他の支援	他の支援措置や義務付け等は存在しない。
			措置や義	
			務付け等	
			との役割 分担	
		(3)	地方公共	本特例措置は、機構が銀行等による株式等の処分(市場売却)を補完
			団体が協	するセーフティネットとしての機能を発揮し、銀行等の業務の健全な運営
			力する相	の確保に貢献している。
			当性	その結果、銀行等が地域において金融機能を円滑に発揮することが可
				能となり、さらに金融システム全体の安定性確保及び地域経済の健全な
				発展に寄与するものであることから、課税団体である地方公共団体にとっ
				ても大きな意義を有するものである。
12	有識者	の見	解	_
	***************************************			1100 A R 00 (T A 00 T 0 D L T T T )
13	3 前回の事前評価又は事 後評価の実施時期			H28 金融 03(平成 28 年8月に実施)
	1友計1111	の夫	他可知	